

第4回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年4月25日(水) 午後1時55分から午後2時45分
- 2 開催場所 大月市民会館4階会議室
- 3 出席委員
 - 1番 志村 喜光 2番 小林 良次 3番 山田 政文
 - 4番 佐藤 總明 5番 蔦木 正彦 6番 天野 千明
 - 7番 梶原 勝 8番 西村 恒男 10番 山崎 公江
 - 11番 米山 義一 12番 小俣 民男 13番 和田 廣行
 - 14番 佐藤 孝義
- 4 欠席委員
 - 9番 矢頭 惠造
- 5 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対して許可を求める件
議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件
議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対して意見を求める件
 - 日程第4 報告第4号 転用確認証明交付に対する報告
- 6 農業委員会事務局職員
 - 主幹 竹下 仁 事務補助 平山 正幸
- 7 会議の概要

事務局 皆様お揃いのおようですので、定刻前ですけど始めたいと思います。それでは、互礼を行いたいと思います。ご起立ください。礼。ご着席ください。

それでは、ただ今より平成30年第4回農業委員会委員総会を開催致します。

会長あいさつ、お願い致します。

会 長 平成30年第4回目の大月市農業委員会委員総会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。本日は、午前中までの雨もあがりまして、お天気がよくなり、また暑くなるのかなあという感じではありますが、この時期の雨は二十四節気の穀雨と呼ばれているようであります。農業の準備には欠かせない雨でもありますからあらゆる穀物に恵みを与える百穀春雨とも言われているそうでございます。今年は例年よりも暖かさが早く到来しまして、野山の木々も青葉。若葉が色濃くなっておりまして、そういった中で農作業は既に本格的な段階になっているところも見受けられます。委員の皆様いかがでしょうか。お忙しくなり始めたところだと思います。

さて、本日の案件は3条が2件、4条が2件、5条が3件、計7件でございます。この会がスムーズに進行できますよう皆様方のご協力をお願い致しまして、私の挨拶と致します。

事務局 続きまして、開会宣告、会長お願いします。

会 長 本日は、矢頭恵造委員が欠席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき、議長を会長にお願い致します。

議 長 それでは、規則に従いまして、議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。

総会を開始するにあたりまして、皆様をお願いを致します。会議中の発言は、全て挙手の上、指名を受けてからお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議 長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、7番梶原勝委員、8番西村恒男委員を指名致します。

日程第2 会期の決定

議 長 日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は一日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議がありませんので、本日、一日と決定致します。

日程第3 議事

- 議長 日程第3、議事に入ります。
- 議長 議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。
- 議長 申請番号1について、事務局に説明を求めます。
- 事務局 それでは、説明致します。
- 事務局 議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請は2件です。
- 事務局 申請番号1について説明します。2ページの地図と3ページの写真を併せてご覧ください。
- 事務局 申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×× 外1筆、地目は畑で現況も畑です。
- 事務局 面積は合計で1,520㎡です。
- 事務局 譲渡人は●●●●、譲受人は●●●●です。
- 事務局 申請地は、林道橋倉線沿いに位置し、農振農用地外です。
- 事務局 申請理由は、農業経営の拡大です。譲渡人より農地を譲受、梅の栽培をする計画です。
- 事務局 現地調査では、3ページの写真のとおり、一部ではありますが梅の木を植えてある、今栽培している農地でした。
- 事務局 ここで、申請者の●●●●ですが、現在3,832㎡の農地を所有し耕作をしています。この申請者については、平成28年にも3条の申請により農地を取得している経緯もありますので、その後手放した記録がありませんので、そのまま農業者の資格を有しています。
- 事務局 以上であります。ご審議をお願いします。
- 議長 続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。
- 議長 6番、天野千明委員お願い致します。
- 天野委員 それでは、説明致します。会長、事務局は今月の17日に現地に行ってみられたようですが、私は一緒に行けずにその後現地に行きました。
- 天野委員 現地に行きまして、梅の木は大分移植して、あそこは鹿がよく出るんですけど、小さい時期を乗り越えれば大丈夫かなという感じです。梅を移植してある土地と隣り合った土地なんですけど、やはりそこもいずれはしつ

かり梅を植えて育てたいということを書いてましたんで、ここはソーラーパネルを設置したすぐ近くなんで、人の出入りがなく、農業をするにはいい場所だと思います。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。

事務局と担当委員の説明が終わりました。ただ今の説明について、質疑のある方は挙手を願います。

ございませんか。

【異議なしの声】

それでは、質疑がないようですから採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長 続きまして、申請番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい。それでは申請番号2について、説明します。4ページの地図と5ページの写真を併せてご覧頂きたいと思います。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇××、地目は畑で、現況も畑です。面積は957㎡です。

譲渡人は●●●●、譲受人は●●●●及び●●●●です。

申請地は、〇〇駅の裏、〇〇がありますけど、その前に位置する第3種農地で農振農用地外です。

申請理由は、父親の●●●●が共同名義人である子供夫婦に自分の持ち分を生前贈与し、野菜栽培をそのまま続ける計画であります。

現地調査を行った結果、5ページ写真のとおり現在も耕作をされております。

この案件につきましては、昨年11月の総会に付議されて許可となっている案件です。その際は、譲渡人の●●●●の持ち分6分の1を生前贈与するという案件でしたが、今回はその残りの6分の1、●●●●は3分の1を持っていたんですけども、11月に半分である6分の1を生前贈与し、今回、その残りの6分の1を贈与するということの提案です。これにより土地すべてが●●●●に譲渡することになります。

譲受人の●●●●、●●●●については、前回もご審議いただきましたが、実際に現在耕作をしており、農業者の要件を満たしております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 続きまして、地区担当委員ですが、私が担当しておりますので、私から説明致します。

事務局の説明したとおりでありまして、去年の11月の総会においてご審議を頂いた物件と同一物件であります。最終的に今の説明の中で●●●●が6分の5、奥さんの●●●●が6分の1ということでの着きだと思っております。その前に共同持ち主のお母様を亡くしておられて、これも去年の12月1日に相続されております。

ですから、今、事務局が説明したようなお二人の持ち物になったということでございます。

以上、簡単ですが、私もこの件については問題ないかと思っておりますが、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 それでは、ただ今の説明について、質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

【異議なしの声】

それでは、質疑がないようですから採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長 続きまして、議案第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程致します。申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、議案第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明致します。

申請番号1、7ページの地図と8ページの写真を合わせてご覧いただきたいと思っております。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇××、地目は畑で、現況は宅地となっております。面積は合計で36㎡です。

申請者は、●●●●。申請地は、国道20号●●●●の南約10m

位置する第2種農地で、農振農用地外です。

申請理由は、宅地への進入路ですが、すでに転用がされているため、始末書が出ております。ここで読み上げたいと思います。

この度、農地法第4条の転用許可申請をお願い致しました。

今般、自宅の建て替えを計画し、土地等の調査をしたところ本件申請土地が農地であることが判明したため本件申請に至りました。私の認識不足で農地ということは知らず25年ほど前から宅地の一部として使用しております。

つきましては、本件申請が許可された後は、許可条件等に沿うよう手続きを致しますので、何卒ご寛大なるご処分により許可を賜りたく、本書をもってお願い申し上げます。

ということで、知らずに建ててしまったまということ、始末書がでております。以上、現地調査を行いました、大きな問題の指摘はありませんでした。ご審議の方よろしくお願い致します。

議長 それでは、続きまして地区担当委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

2番小林良次委員お願い致します。

小林委員 はい、説明します。

4月の17日に会長、事務局2名と私と●●●●氏立ち合いのもと、申請のあった〇〇町××の現地調査を行いました。

ただ今、事務局の方から説明がありました始末書のとおりでございますので、何卒ご寛大なる許可をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手願います。

ございませんか。

【異議なしの声】

それでは、質疑がないようですから採決を致します。賛成の方は挙手をお願い致します。はい、ありがとうございました。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長
事 務 局

次に、申請番号2について事務局に説明を求めます。

それでは、9ページの位置図と10ページの写真をご覧ください。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇××外1筆です。地目は畑で現況は宅地になっています。土地は、247㎡です。

申請者は、●●●●です。

申請地は、国道20号から〇〇地区に入り、100mほどに位置する第2種農地で、農振農用地外です。

申請理由は、宅地の拡張ですが、こちらもすでに家が建っている状態で転用がされておりますので、始末書が出ております。こちらの方も読み上げたいと思います。

始末書。私の曾祖父●●●●は×××の土地に専用住宅として建物を建築し、昭和××年祖父●●●が×××の土地に居宅の増築を行い、当時より×××、×××の土地を併せて住宅敷地として、一体として使用して参りました。

私は平成×年に相続により土地、建物を取得致しましたが、本申請地が農地であるという認識がありませんでした。この度、居宅の建て替えを行うに当たり関係各者よりご指摘を受け、自己の不注意を知った次第であります。

これまでの経緯について反省するとともに、今後このようなことがないよう十分注意致します。よってこの度申請に係る農地転用許可申請につき許可手続きのほどよろしくお願い申し上げます。

ということで、始末書がでております。

地図で見ますと、●●●●と書いてある所が、今宅地になっている所でその横に倉庫のような家が建ってまして、そことその前の部分ですね、その二つを農地だったということで、ここで宅地として転用したいという、そういう申請であります。以上、ご審議お願い致します。

議 長

続きまして、地区担当委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

14番、佐藤孝義委員お願い致します。

佐藤委員

先週の17日に会長と事務局、私の4人で現地調査を行いました。事務

局の方で説明したとおりなんです、写真の右側を見てもらえますか。ごみ箱があって、ここはもう宅地になっていまして、この後ろの場所なんです。真後ろに家があります。その前側が現在の住居だったところです。今、壊して整地してますけど。その軽トラのある横側のちょっと茶色く見えるところが、右の写真ですね。ここは物置に使っているか住んでいるか、そこまでは確認できませんでした。この後ろに農地があるんですが、この持ち主とは承諾書を得ております。

大きな問題はないと思います。審議のほどよろしくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。

ただ今の説明について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

薦木委員 現存の宅地が500㎡で、それ以下であるわけですか。

議長 事務局の方で説明してもらいます。

事務局 ××になるんですけども、県の方とも現地調査を行いまして、××㎡ということで、写真を見て頂くと、ちょっとオーバーするんですけど、ごみ箱と庚申塚って、甲州街道沿いということで碑が入っているんですけど、それが宅地の中に入っているということで、この分を見てあげればいいでしようということで話をもらってます。

議長 薦木委員いいでしょうか。

では、他にございますか。ございませんか。

それでは、質疑がないようですから、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。全員賛成です。許可相当と決定致します。

議長 続きまして、議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程致します。申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、申請番号1について説明致します。

13ページの地図と14ページの写真を併せてご覧頂きたいと思います。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇××、地目は畑で、現況も畑です。面積は合計で231㎡です。

譲渡人は●●●●、譲受人は●●●●です。

申請地は、国道20号の南、●●●●株式会社がありますが、その北東30mに位置する第2種農地で、農振農用地外です。

申請理由は、個人住宅の建築です。譲渡人から農地を購入し、個人住宅を建てる計画であります。

現地調査を行いました。計画を実行するにあたる資金の証明や隣接耕作者の同意も得ております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願い致します。

議長 続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。3番山田政文委員お願い致します。

山田委員 今月、17日に事務局、志村会長と私で現地で立会を行いました。この図面14ページ、これは現地の写真ですけど、右側の写真は南西側から写しているんですが、●●●●の工場の北側に位置しております。13ページに現地が斜線でありますけど、この右側に●●●●さんという家がありまして、娘さんの婿さんの名前で今回、申請が出てますけど、親の近くに家を建てたいという意向のようです。

そんなことで、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手願います。

ございませんか。

【異議なしの声】

質疑がないようですから採決を致します。賛成の方は挙手をお願い致します。はい、ありがとうございました。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 次に申請番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、申請番号2について説明致します。

15ページの地図と16ページの写真をご覧頂きたいと思います。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇××、地目は田で現況は宅地です。面積は19㎡です。

ってもいいのではないかと思います、皆様のご意見を伺います。

議長 　ただ今の説明であります、質疑のある方は挙手を願います。

葛木委員 　16ページの地図はどういうふうに見ればいいか。

議長 　まず、平面図を見てもらった方がいいですね。道路側ということで、短大の校門の所から東側の方を向いた所の写真ですね。黄色い支線は入口側、国道から入ってくるアプローチ。今の説明にあったように、ここは飛び地になっているんですよ。続いてない番地が。だから、落としやすいのかな、土地を持ってた方も分からなかったくらいですから。

葛木委員 　●●の入り口っていうのは、黄色から右側へ。

議長 　一部レンガが見えませんか。左隅にレンガ、これが国道から入ってくるアプローチなんです。

葛木委員 　奥は●●●●の駐車場の方へ入って行く。

議長 　そうです。

山田委員 　×××、飛び地。×××っていうのはどの辺にあるんですか。

事務局 　●●がありまして、前がこうあります。そしてこれが国道20号なんですけど、ここが申請地ですね。分筆されて元々はこういうような土地だったようなんです。それが分筆されたような形で

議長 　ご覧になれるか分からないですけど、周りに全く番地がないんですけど、ここも土地はあるんですけど、別の番地になっています。

事務局 　道路が分筆されているような感じですね。そうです。正門の真ん前です。

山田委員 　じゃあ飛び地じゃあない。

事務局 　〇〇は字名です。字〇〇。それと字の〇〇と〇〇の飛び地です。

飛び地という字名で〇〇に飛び地で飛んでいます。字名も飛び地、場所も飛び地です。

事務局 　この辺は二丁目になるんですけど、ここは一丁目で飛んだような形になっているんですね。昔のことで切り方が複雑なようですけども、そういうことで知らなかったということのようなんですけど。

議長 　よろしいですか。他に質疑ありますか。

【異議なしの声】

それでは、質疑がないようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

ありがとうございます。全員、賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長
事務局

次に、申請番号3について事務局に説明を求めます。

17ページの地図と18ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇××、地目は畑で現況も畑です。面積は191㎡です。

貸人は●●●●、借人は●●●●です。

申請地は、国道20号沿の●●●●さんの横から先を〇〇方向に入り、●●●●の前に位置する第2種農地で、農振農用地外です。

転用理由は、太陽光発電施設の建設です。借人である●●●●は●●●●市に本社のある業者で、貸人より賃貸借で土地4,734㎡を借り入れ、太陽光発電を行い、490kwを発電する計画を立てました。今回の申請は、建設地、4,734㎡が建設地なんですが、そのほとんどは山林なんですが、その一部であります191㎡が農地であるための申請となります。

書類審査および現地調査を行いました。事業実現に足る資金の裏付け等の問題はありませんでした。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議長

それでは、続きまして地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

13番和田廣行委員お願い致します。

和田委員

説明致します。3月の27日、私が農地パトロールに行きました時に、既に工事が一部着工しており、あれおかしいなと思いましたが、もう工事着工するってことは農地ではないから着工しているんだなと思いました。

その後、事務局の方から書類がきまして、17日に会長、事務局、私と現地を調査に行ったわけですが、今事務局が申しましたように敷地面積が4,734㎡のその一部に、●●●●氏所有の畑が191㎡あるということで、今回の申請に至ったわけです。

場所的には大月の終末処理場の跡の太陽光パネルのある所、道路を挟んで反対側にパネルを設置する場所があります。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手願います。

ございませんか。

薦木委員

191㎡の他は、地目はなんですか。

和田委員

山林です。

議 長

他にございますか。ありませんか。

【異議なしの声】

それでは、質疑がないようですから採決を致します。賛成の方は挙手をお願い致します。はい、ありがとうございました。

賛成多数ですので、許可相当と決定致します。

日程第4 報告事項

議 長

続きまして、日程第4ですが、その前に申請番号4については取り下げが出ておりますので、審議から外しますのでご承知ください。

それでは、続きまして日程第4、報告第4号、転用確認証明交付に対する報告を上程致します。事務局に報告を求めます。

事務局

それでは、平成30年3月12日から4月10日までの転用確認の申請は2件ありました

番号1、〇〇町〇〇字〇〇××、それから番号2〇〇町〇〇字〇〇××。いずれも申請者は、●●●●です。

●●●●下の太陽光発電施設への転用ということで、22ページの写真のとおり確認し、証明書を発行しております。

以上、2件の証明書を発行しております。

議 長

ただ今の報告について、質疑がございますか。

【異議なしの声】

日程第5 その他

議 長

ないようですから、日程第5、その他を議題と致します。事務局から何かございますか。

以上です。

議 長

何点か説明がありましたがこの件につきまして、ご質問がございますか。

議 長

その他、他には

それでは、皆さんから、なんかその他ございますか。

特別ございませんか。ないようですから、本日の日程は全て終了致しました。議事進行にご協力ありがとうございました。

それでは、職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理

長時間に渡り、慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年第4回の大月市農業委員会総会を閉会致します。ご協力ありがとうございました。